

公益社団法人茨城県シルバー人材センター連合会介護職員初任者研修事業 学則

(目的)

第1条 公益社団法人茨城県シルバー人材センター連合会が国の委託を受けて、概ね60歳以上の高齢者を対象に、雇用就業機会の確保・拡大を図る。

(名称)

第2条 介護職員初任者研修

(研修カリキュラム)

第3条 別添のとおり。

(専任講師氏名)

第4条 専任講師については次のとおりとする。

・専任講師は置かない

(研修修了の認定方法)

第5条 茨城県介護職員初任者研修に係る事業者及び研修指定要綱に定める所定のカリキュラムにおいて、講義の出席、知識と技術の評価テスト(実技チェック試験・一問一答式筆記試験)の合格、修了試験(5肢択一方式・正誤方式・選択方式)の合格したものを修了者と認め、修了証明書を交付し、修了認定を行う。

合格=70点以上 不合格=69点以下

2 研修修了の認定に係る評価は、以下の方法により行う。

(1) 講義については、科目ごとに筆記試験を行い評価する。

(2) 演習については、講師による学習理解度の評価を行う。

(受講資格)

第6条 次の者に受講資格を認める。

介護業務に従事することを希望する、シルバー人材センターの会員または満60歳以上の入会希望者。

(受講手続)

第7条 募集手続は次のとおりとする。

(1) 当連合会指定の申込用紙に必要事項を記載のうえ、期日までに申し込む。

(2) 当連合会は書類審査のうえ受講者の決定を行い、受講決定通知書を受講者あて通知する。

(3) 教材は講義初日に受講者へ手渡しする。

(受講料)

第8条 受講料は無料(テキスト、実習費込み)とする。

(研修の遅刻、早退、欠席者の取り扱い)

第9条 研修開始前に受講生証の提示により出欠の確認をする。やむを得ず欠席する場合は、必ず研修開始前に電話等により届け出ることとする。なお、10分以上遅刻した場合は欠席とする。

(補講について)

第10条 やむを得ない事情で事業者が認めた事情において欠席した場合は、補講を受けることにより当該科目に出席したものとみなす。